

意匠審査の品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提案案

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について、委員から多くの意見が出された。これらの意見をもとに、令和元年度審査品質管理小委員会による改善提言の案を以下にまとめる。

<改善提言1 改正意匠法施行後の審査の質の維持・向上>（評価項目⑥に関して）

改正意匠法施行後の意匠登録出願に対応して、引き続き意匠審査の質の維持・向上が行われることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 意匠法改正・意匠審査基準改訂等により負荷が増すことを見越した審査実施体制及び品質管理体制のあり方の検討を行ってほしい。
- (b) 保護対象が拡充された案件についての均質な審査判断を行う。
- (c) 意匠法改正に対応して、現行審査体制の維持・向上及び手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各新規分野のデザインにおける基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- (e) 引き続き、意匠法改正に対応するための審査資料の収集に取り組んでいただきたい。
- (f) 審査に有用なインターネット上の情報（審査資料に加え、デザインのトレンド情報や専門知識の習得を目的としたものを含む）について、審査官が共有できる仕組み作りが望まれる。

<改善提言2 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する審査官及び制度ユーザーへの周知の実施>（評価項目⑥に関して）

意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する審査官への周知徹底を期待する。また、改訂意匠審査基準に応じた適切な出願が行われることにより間接的に意匠審査の質が高まることをねらいとして、制度ユーザーへの周知の実施を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 意匠法改正に対応して、現行審査体制の維持・向上及び手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- (b) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- (c) 今回の改正は大変大きな改正であるので、2020年4月に施行予定の改正意匠法及びこれに伴う意匠審査基準の改訂についての説明会をできるだけ多く開催し、周知を徹底するように図っていただきたい。時間的・場所的な制約があるのであれば、例えば、eラーニングの利用なども考慮してはどうか。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応した説明会の充実（新規ユーザーを考慮し、回数増・内容のわかりやすさに配慮）が望まれる。

<改善提言 3 国際的に遜色のない水準の審査官数の確保>（評価項目④に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。
- (b) 意匠法改正、意匠審査基準改訂等により審査官の負荷が増すことが予想され、審査実施体制の維持・充実が重要となるが、それを見越した改善計画等が示されていない。
- (c) 審査官一人当たりの審査処理件数は米国の2.8倍であり、今後意匠法改正に伴う出願増の期待に対応できるほど審査体制・人員配置が確立しているとはいえない。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官の増員、審査の補助体制（新しい保護対象である建築物・内装・画像意匠の対象分野に詳しい調査員の採用/それぞれの新規分野ごとの研修・勉強会等）の実施が望まれる。

<改善提言 4 案件協議等の取組を通じた審査の質の均質化>（評価項目⑥に関して）

案件協議等の取組を行うことにより、引き続き審査の質の均質性を高めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査のばらつきがないよう、判断の均質性をより向上すべく審査官協議の一層の活用などをお願いしたい。
- (b) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、並びに協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。

<改善提言 5 審査の質向上の取組に関する情報発信の継続>（評価項目⑪に関して）

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないか。
- (b) 情報発信について、JPOの様々な取り組みを内外へより積極的にアピールすることが望まれる。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 今回の意匠法改正を機に、代理人団体を含む海外ユーザーと直接意見交換をするなどの機会をより多く設けることを期待する。
- (e) ユーザーが評価した日本国特許庁が他国特許庁よりも優れている項目を国内・海外に向けて発信する。